

## 和歌山市文化表彰選考基準

### 1 受賞対象者

- (1)本市に居住するもの
- (2)本市出身の者
- (3)本市文化に極めて深いかかわりを持つ者

以上3点のうち1点を満たすことを要件とする。

2 受賞候補者は、和歌山市文化表彰規程（昭和57年訓令第3号）第2条の規定によるほか、次に掲げることがを基準として選考される。

- (1) 文化賞 その文化活動に対して極めて高度な評価を得ている者
- (2) 文化功労賞 その文化活動が、文化の振興・育成に功労のある者はもとより、自身が直接の文化活動の評価を受けない者でも、文化の振興・育成のための尽力に評価のある者
- (3) 文化奨励賞 近年の文化活動に、相当の評価を得ている新進の者で、将来性を有すると認められる者

3 表彰の対象となる文化の範囲は、文化全般にわたる者とする。